

議 第 2 号

刈谷田川土地改良区 定款 の一部改正について (案)

刈谷田川土地改良区定款の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区定款 第 1 章 総 則 (事 業) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 この土地改良区は、次に掲げる事業によって造成された施設を管理委託又は譲与される場合は、これを受託し又は譲り受ける。 一～十八 (略) <u>十九 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備 (ため池等整備「用排水施設整備」) 事業</u> 5 (略) 6 (略) 第 4 章 経 費 の 分 担 (<u> </u>分担金) (削る)	刈谷田川土地改良区定款 第 1 章 総 則 (事 業) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 この土地改良区は、次に掲げる事業によって造成された施設を管理委託又は譲与される場合は、これを受託し又は譲り受ける。 一～十八 (略) 5 (略) 6 (略) 第 4 章 経 費 の 分 担 (負担金及び分担金) <u>第 2 7 条 この土地改良区は、法第 9 0 条の規定に基づき国営刈谷田川右岸排水地</u>

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき次に掲げる県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 一 県営刈谷田川右岸排水機場維持管理事業
- 二 県営信濃川右岸地区かんがい排水事業

三 県営低位部2号支線排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業

四 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業

2 第1項第1号、第3号及び第4号の分担金に充てるための賦課金は、組

区施設応急対策事業の負担金を負担する。

2 前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

1等地	田	（圃場一般区域、圃場用水受益）	10a当り2.03個
2等地	田	（見附圃場左岸区域、圃場補償揚水〔大面西部・見附〕）	10a当り1.34個
3等地	田	（川通北地区、圃場用水受益〔川通北区域外〕）	10a当り1.78個
4等地	田	（圃場区域外）	10a当り1.00個
5等地	田	（圃場区域外〔開田〕、圃場用水受益〔旧押切江地区〕、排水受益区域）	10a当り0.75個
6等地	田	（見附都市排水区域）	10a当り0.50個
7等地	畑	（刈谷田川右岸地区）〔見附都市排水区域除く〕	10a当り0.375個
8等地	田	（圃場用水受益）〔尾崎川原区域、今井川原区域〕	10a当り1.25個
9等地	畑	（見附圃場左岸区域）	10a当り0.124個

第28条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき次に掲げる県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 一 県営刈谷田川右岸排水機場維持管理事業
- 二 県営信濃川右岸地区かんがい排水事業

三 県営刈谷田川大堰地区かんがい排水事業

四 県営低位部2号支線排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業

2 第1項第1号、第3号及び第4号の分担金に充てるための賦課金は、組合

合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

等地（略）

3 第1項第2号_____の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

等地（略）

（賦課徴収の方法）

第28条 （略）

（特別徴収金）

第29条 （略）

第30条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、次に掲げる事業に係る特別徴収金を負担する。

- 一 県営信濃川右岸地区かんがい排水事業
- 二 国営刈谷田川右岸排水地区施設応急対策事業
- 三 県営刈谷田川大堰地区かんがい排水事業
- 四 県営低位部2号支線排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業
- 五 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業

2 （略）

員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

等地（略）

3 第1項第2号及び第3号_____の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

等地（略）

（賦課徴収の方法）

第29条 前3条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

（特別徴収金）

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第31条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、次に掲げる事業に係る特別徴収金を負担する。

- 一 県営信濃川右岸地区かんがい排水事業
- 二 国営刈谷田川右岸排水地区施設応急対策事業
- 三 県営刈谷田川大堰地区かんがい排水事業
- 四 県営低位部2号支線排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因

(督 促) 第<u>31</u>条 (略) (過怠金) 第<u>32</u>条 (略) 第 5 章 土地改良区連合の議員 (議員の選出) 第<u>33</u>条 (略) (議員の失職) 第<u>34</u>条 (略) 第6章 雑 則 (事務局、委員会及び係) 第<u>35</u>条 (略) (加 入 金) 第<u>36</u>条 (略) (賦課金以外の徴収金についての過怠金)	となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。 (督 促) 第<u>32</u>条 (略) (過怠金) 第<u>33</u>条 (略) 第 5 章 土地改良区連合の議員 (議員の選出) 第<u>34</u>条 (略) (議員の失職) 第<u>35</u>条 (略) 第6章 雑 則 (事務局、委員会及び係) 第<u>36</u>条 (略) (加 入 金) 第<u>37</u>条 (略) (賦課金以外の徴収金についての過怠金)
--	--

第37条 (略)

(基本財産)

第38条 (略)

(財産の分配の制限)

第39条 (略)

(事業年度)

第40条 (略)

(委 任)

第41条 (略)

附 則 (年 月 日新潟県三振農 号)

1 この定款は、認可の日から施行する。

第38条 (略)

(基本財産)

第39条 (略)

(財産の分配の制限)

第40条 (略)

(事業年度)

第41条 (略)

(委 任)

第42条 (略)

令和2年3月 日 提 出

刈谷田川土地改良区

理事長 河 村 則 夫